

畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4417号）（別添3の2）一部改新旧対照表

改正後	現行
別添3の2 畜産副産物適正処分等推進事業 (国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持) 第1 定義 1 原皮事業者等 生皮を原皮に加工する事業者（同業者から原皮の仕入れ・販売を行う事業者を含む。<u>以下「原皮事業者」という。</u>）<u>又は原皮を所有する食肉流通事業者</u> 2～5 〔略〕 第2 事業の内容 1 輸出機能の維持 公募団体は、原皮の輸出機能の維持を図るため、原皮事業者等又はレンダリング事業者が、牛及び豚の原皮等について、次の（1）から（4）までに掲げる事業を実施した場合に促進費等を交付するものとする。<u>なお、次の（2）に掲げる事業については、原皮事業者等とレンダリング事業者の連携を必須とする。</u> (1) 一時保管 原皮事業者等が、原皮の保管を行う事業 (2) レンダリング処理及び焼却等処理 <u>ア 原皮事業者等又はレンダリング事業者が、原皮等にレンダリング処理に必要な前処理（裁断等）を行う事業</u>	別添3の2 畜産副産物適正処分等推進事業 (国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持) 第1 定義 1 原皮事業者 生皮を原皮に加工する事業者（同業者から原皮の仕入れ・販売を行う事業者を含む。） 2～5 〔略〕 第2 事業の内容 1 輸出機能の維持 公募団体は、原皮の輸出機能の維持を図るため、原皮事業者又はレンダリング事業者が、牛及び豚の原皮等について、次の（1）から（4）までに掲げる事業を実施した場合に促進費等を交付するものとする。 (1) 一時保管 原皮事業者が、原皮の保管を行う事業 (2) レンダリング処理及び焼却等処理 <u>原皮事業者が、原皮等に前処理（裁断）を施した上で、レンダリング事業者に譲渡し、当該レンダリング事業者がレンダリ</u>

<u>イ レンダリング事業者が、アにより前処理された原皮等についてレンダリング処理を行う事業</u> <u>ウ レンダリング事業者が、イのレンダリング処理により得られた肉骨粉について焼却等を行う事業</u> (3) 焼却処理等 原皮事業者等が、原皮等に前処理（裁断等）を施した上で、焼却等を行う事業 (4) ゼラチン等原料仕向け 原皮事業者等が、原皮等をゼラチン等の原料として、ゼラチン等原料加工事業者（原皮等をゼラチン等原料に加工する事業者であって、ゼラチン等を製造する事業者を含む。以下同じ。）に譲渡する事業 2 [略] 第3 事業の要件等 1 事業対象者 事業対象者は、<u>次の（１）及び（２）に掲げるもの</u>とする。 <u>（１）原皮事業者及びレンダリング事業者</u> <u>原皮事業者及びレンダリング事業者は、次のいずれかに該当する者とする。</u> <u>ア</u> 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下	<u>ング処理を行った後、焼却等を行う事業（原皮事業者とレンダリング事業者の連携を必須とする。）</u> [新設] [新設] (3) 焼却処理等 原皮事業者が、原皮等に前処理（裁断）を施した上で、焼却等を行う事業 (4) ゼラチン等原料仕向け 原皮事業者が、原皮等をゼラチン等の原料として、ゼラチン等原料加工事業者（原皮等をゼラチン等原料に加工する事業者であって、ゼラチン等を製造する事業者を含む。以下同じ。）に譲渡する事業 2 [略] 第3 事業の要件等 1 事業対象者 事業対象者は、<u>原皮事業者及びレンダリング事業者のうち、次のいずれかに該当する者</u>とする。 [新設] <u>（１）</u>化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「化
---	---

「化製場法」という。)第3条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けている者 <u>イ</u> 化製場法第8条において準用する同法第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者 <u>ウ</u> <u>ア又はイ</u>以外の者であって、都道府県知事の推薦があった者 <u>(2) 食肉流通事業者</u> <u>食肉流通事業者は、原皮等を所有する食肉処理事業者(と畜事業者・食肉加工事業者をいう。)又は食肉卸売業者等とする。</u> 2 補助対象となる原皮等 (1) 〔略〕 (2) 補助対象上限枚数 補助対象上限枚数は、牛又は豚ごとに、次の「基準枚数」と「対象係数」を乗じて算出した枚数とする(小数点以下の端数は切り捨てるものとする。) ア 基準枚数 <u>牛にあっては、直近3年度に輸出に仕向けた原皮の平均枚数の2割、豚にあっては、同平均枚数の4割</u>とする。 イ 〔略〕 (3)・(4) 〔略〕 (5) レンダリング処理及び焼却等処理の要件 第2の1の(2)の事業を<u>実施する</u>場合において、次のいずれか	製場法」という。)第3条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けている者 <u>(2)</u> 化製場法第8条において準用する同法第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者 <u>(3) (1) 又は (2)</u> 以外の者であって、都道府県知事の推薦があった者 〔新設〕 2 補助対象となる原皮等 (1) 〔略〕 (2) 補助対象上限枚数 補助対象上限枚数は、牛又は豚ごとに、次の「基準枚数」と「対象係数」を乗じて算出した枚数とする(小数点以下の端数は切り捨てるものとする。) ア 基準枚数 <u>原皮事業者ごとに、直近3年度に輸出に仕向けた原皮の平均枚数の2割とする。なお、輸出に仕向けた原皮の枚数は、輸出に仕向けたことを証する書類によって確認できた枚数に限るものとする。</u> イ 〔略〕 (3)・(4) 〔略〕 (5) レンダリング処理及び焼却等処理の要件 第2の1の(2)の事業を<u>行う</u>場合において、次のいずれか
---	--

れかに該当する場合は<u>補助対象外</u>とする。 ア <u>第2の1の(2)のイの事業を実施する場合にあっては、肉骨粉の原料について、牛・豚別の原皮等の重量及びそれ以外の原料の重量を証明できない場合</u> イ <u>第2の1の(2)のウの事業を実施する場合にあっては、肉骨粉について、焼却等した重量及びそれ以外の重量を証明できない場合</u> (6) 〔略〕	に該当する場合は、<u>レンダリング事業者の該当原皮等の重量は補助対象外とし、原皮事業者の前処理(裁断)に係る原皮等の重量のみを補助対象</u>とする。 ア <u>原皮等をレンダリング処理した肉骨粉の焼却等をせずに販売に仕向けた場合</u> イ <u>原皮等とそれ以外の肉骨粉原料をレンダリング処理するなど、牛・豚別の原皮等の重量の証明ができない場合</u> (6) 〔略〕
第4 事業の実施 1 〔略〕 2 事業実施計画の作成 原皮事業者<u>等</u>は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、公募団体に提出するものとする。なお、第2の1の(2)の事業の実施に当たっては、原皮事業者<u>等</u>とレンダリング事業者との連名で事業実施計画を作成するものとする。 3 行動規範等の作成 (1) 原皮事業者<u>等</u>又はレンダリング事業者は、事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準(以下「行動規範」という。)を規定した文書(所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。)を作成し、公募団体に提出するもの	第4 事業の実施 1 〔略〕 2 事業実施計画の作成 原皮事業者は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、公募団体に提出するものとする。なお、第2の1の(2)の事業の実施に当たっては、原皮事業者とレンダリング事業者との連名で事業実施計画を作成するものとする。 3 行動規範等の作成 (1) 原皮事業者又はレンダリング事業者は、事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準(以下「行動規範」という。)を規定した文書(所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。)を作成し、公募団体に提出するもの

とする。 (2) 公募団体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ行動規範を規定した文書を作成するとともに、原皮事業者等又はレンダリング事業者から提出を受けた行動規範等を取りまとめの上、これら文書を第7の1の補助金交付申請書に添付して理事長に提出するものとする。 4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 (1) 原皮事業者等又はレンダリング事業者は、第2の1の事業の実施に当たっては、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、公募団体に提出するものとする。 また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを公募団体に提出するものとする。 (2) 公募団体は、全ての原皮事業者等又はレンダリング事業者から当該「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を第7の1の交付申請時、第7の2の変更承認申請時及び実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、原皮事業者等	とする。 (2) 公募団体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ行動規範を規定した文書を作成するとともに、原皮事業者又はレンダリング事業者から提出を受けた行動規範等を取りまとめの上、これら文書を第7の1の補助金交付申請書に添付して理事長に提出するものとする。 4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 (1) 原皮事業者又はレンダリング事業者は、第2の1の事業の実施に当たっては、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、公募団体に提出するものとする。 また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを公募団体に提出するものとする。 (2) 公募団体は、全ての原皮事業者又はレンダリング事業者から当該「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を第7の1の交付申請時、第7の2の変更承認申請時及び実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、原皮事業者又は
--	--

又はレンタル事業者の名称及び住所（都道府県）の情報を 含めることとする。 (3) 〔略〕 5 〔略〕 第5 事業の推進指導等 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係 団体との連携に努め、原皮事業者等又はレンタル事業者に対 し、本事業の助言・指導を行うほか、必要に応じて現地調査等 を実施するなど、この事業の円滑な推進を図るものとする。 2 原皮事業者等又はレンタル事業者は、公募団体及び都道府 県の指導の下、関係機関、関係団体との連携に努めるとともに、 事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。 3 〔略〕 第6・第7 〔略〕 第8 事業の実績報告 原皮事業者等は、事業終了後遅滞なく、当該年度に実施した事 業の実績を公募団体に報告するものとする。 なお、第2の1の(2)を行った場合は、原皮事業者等とレン ダリング事業者との連名で事業の実績を報告するものとする。 公募団体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、この事 業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の	レンタル事業者の名称及び住所（都道府県）の情報を含め ることとする。 (3) 〔略〕 5 〔略〕 第5 事業の推進指導等 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係 団体との連携に努め、原皮事業者又はレンタル事業者に対 し、本事業の助言・指導を行うほか、必要に応じて現地調査等 を実施するなど、この事業の円滑な推進を図るものとする。 2 原皮事業者又はレンタル事業者は、公募団体及び都道府県 の指導の下、関係機関、関係団体との連携に努めるとともに、事 業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。 3 〔略〕 第6・第7 〔略〕 第8 事業の実績報告 原皮事業者は、事業終了後遅滞なく、当該年度に実施した事業 の実績を公募団体に報告するものとする。 なお、第2の1の(2)を行った場合は、原皮事業者とレンダ リング事業者との連名で事業の実績を報告するものとする。 公募団体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、この事 業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の
--	--

交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、自らの事業の実績とともに、別紙様式第4号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1・2 〔略〕

3 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら又はそれぞれの原皮事業者等若しくはレンタル事業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合も含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の

交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、自らの事業の実績とともに、別紙様式第4号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1・2 〔略〕

3 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の畜産副産物適正処分等推進事業（国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら又はそれぞれの原皮事業者若しくはレンタル事業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合も含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった

翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1・2 〔略〕

3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体並びに原皮事業者等若しくはレンダリング事業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表1・別表2 〔略〕

別表3

補助対象経費	補助率
1 輸出機能の維持 (1) 〔略〕	〔略〕

日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1・2 〔略〕

3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体並びに原皮事業者若しくはレンダリング事業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表1・別表2 〔略〕

別表3

補助対象経費	補助率
1 輸出機能の維持 (1) 〔略〕	〔略〕

(2) レンダリング処理及び焼却等処理 原皮等の前処理、 <u>レンダリング処理</u> (<u>焼却等を除く。</u>) <u>又はレンダリング</u> <u>処理により得られ</u> <u>た肉骨粉</u> を焼却等 した場合の促進費	定額		
		牛原皮等	豚原皮等
	<u>ア 原皮等の前処理</u> <u>原皮事業者等又はレ</u> <u>ンダリング事業者</u>	<u>13.0 円/kg</u>	<u>12.6 円/kg</u>
	<u>イ レンダリング処理 (焼</u> <u>却等を除く。)</u> <u>レンダリング事業者</u>	<u>18.5 円/kg</u>	<u>18.5 円/kg</u>
	<u>ウ レンダリング処理によ</u> <u>り得られた肉骨粉の焼却等</u> <u>レンダリング事業者</u>	<u>9.0 円/kg</u>	<u>9.0 円/kg</u>
(3)・(4) [略]	[略]		
2 [略]	[略]		

別紙様式第1号 [略]

別紙様式第1号の別紙

国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施計画

1 輸出機能の維持

都道府県	原皮事業者等又はレンダリ	原皮事業者等又はレンダリ	備考
	ング事業者	ング事業者毎の事業費(円)	

(2) レンダリング処理及び焼却等処理 原皮等をレンダ <u>リング処理したも</u> <u>のを焼却等した場</u> <u>合の促進費</u>	定額		
		牛原皮等	豚原皮等
	<u>原皮事業者</u>	<u>13.0 円/kg</u>	<u>12.6 円/kg</u>
	<u>レンダリング事業者</u>	<u>27.5 円/kg</u>	<u>27.5 円/kg</u>
(3)・(4) [略]	[略]		
2 [略]	[略]		

別紙様式第1号 [略]

別紙様式第1号の別紙

国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施計画

1 輸出機能の維持

(1) 事業費等

都道府県	原皮事業者又はレンダリン	原皮事業者毎の事業費(円)	備考
	グ事業者		

合計	合計
注1：各原皮事業者等が提出した事業実施計画の写しを添付すること 注2：〔略〕 注3：レンタル処理及び焼却等処理を行う原皮事業者等と連携するレンタル事業者は、それぞれ行を分けて連続した行に記入することとする。この場合の原皮事業者等及びレンタル事業者のいずれも、<u>レンタル処理に必要な前処理(裁断等)を行う</u>事業者が所在する都道府県に合わせて記入し、レンタル事業者名の末尾にそのレンタル事業者が所在する都道府県名を括弧書きで記入する。 注4：支出実績等を証する書類は次のとおりとする。 ア・イ 〔略〕 ウ レンダリング処理及び焼却等処理 (ア) 原皮事業者等が原皮等を納品したことを証する書類（牛又は豚の原皮等の重量） (イ)・(ウ) 〔略〕 エ・オ 〔略〕 <u>注5：実績報告の際には、要綱第3の2の(2)により算出した補助対象上限枚数、要綱第2の1の(1)の事業に振り分けた補助対象上限枚数及び要綱第3の2の(3)のイにより算出した事業ごとの補助対象上限重量が分かる資料を添付すること</u> (2) 〔削る。〕	注1：各原皮事業者が提出した事業実施計画の写しを添付すること 注2：〔略〕 注3：レンタル処理及び焼却等処理を行う原皮事業者と連携するレンタル事業者は、それぞれ行を分けて連続した行に記入することとする。この場合の原皮事業者及びレンタル事業者のいずれも、<u>原皮事業者</u>が所在する都道府県に合わせて記入し、レンタル事業者名の末尾にそのレンタル事業者が所在する都道府県名を括弧書きで記入する。 注4：支出実績等を証する書類は次のとおりとする。 ア・イ 〔略〕 ウ レンダリング処理及び焼却等処理 (ア) 原皮事業者が原皮等を納品したことを証する書類（牛又は豚の原皮等の重量） (イ)・(ウ) 〔略〕 エ・オ 〔略〕 〔新設〕 (2) 補助対象上限

ア 補助対象上限枚数					
都道府県	原皮事業者等又はレンダリング事業者	種別	① 直近3年度に輸出に仕向けた原皮の枚数	② 対象係数 [基準額に満たない月数(見込み)÷12]	③ 補助対象上限枚数 [牛: ①÷3×0.2×②] 又は 豚: ①÷3×0.4×②]
〇〇県					
〇〇県					

イ 対象枚数等の内訳						
都道府県	原皮事業者等又はレンダリング事業者	種別	① 補助対象上限枚数 [アの③]	② (1)の①(一時保管)の対象枚数 ※補助対象上限枚数以下であること	③ ②以外の対象枚数	④ 補助対象上限重量(③の重量換算(kg)) [牛: ③×29.09kg] 又は 豚: ③×4.96kg]
〇〇県						

〇〇 県						

ウ 補助対象上限重量

都道府県	原皮事業者等又はレンダリング事業者	種別	① 補助対象上限重量(kg) [イの④]	② 対象重量(kg) [②=③+④+⑤] ※補助対象上限重量以下であること	③ (1)の②(レンダリング処理及び焼却等処理)の対象重量(kg)	④ (1)の③(焼却処理等)の対象重量(kg)	⑤ (1)の④(ゼラチン等仕向け)の対象重量(kg)
〇〇 県							
〇〇 県							

注1：公募団体は、各原皮事業者から直近3年度に輸出に仕向けたこと

注1：公募団体は、各原皮事業者から直近3年度に輸出に仕向けたこと

2 〔略〕 別紙様式第2号～別紙様式第4号 〔略〕 別紙様式第5号 令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業 (国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持)に係る仕入	確認できる書類(牛又は豚の原皮の枚数等)を徴取すること 注2:アの③の補助対象上限枚数は、次の基準枚数に対象係数を乗じるこ により算出する(小数点以下の端数は切り捨てるものとする)。 1) 基準枚数 直近3年度に輸出に仕向けた原皮の平均枚数に牛は2割、豚 は4割を乗じた数 2) 対象係数 事業実施期間中の原皮の輸出価格が、別表1の基準額に満た ないと見込まれる月数を12で除した数 (実績報告の際は、事業実施期間中の原皮の輸出価格が、別 表1の基準額に満たなかった月数を12で除した数) 注3:イの④の牛 29.09kg、豚 4.96kg は別表2の原皮1枚あたり重量 による。 注4:(1)の②～④の対象重量がない場合には、(1)の①の対象 枚数が、アの③の補助対象上限枚数以下であること 2 〔略〕 別紙様式第2号～別紙様式第4号 〔略〕 別紙様式第5号 令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業 (国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持)に係る仕入
--	---

れに係る消費税等相当額報告書 (中略) 記 1～4 〔略〕 注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、公募団体又は原皮事業者等若しくはレンタル事業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等の全ての構成員分を添付すること。 ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの） ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること） ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 5 〔略〕 注：〔略〕 6 〔略〕 注1：原皮事業者等又はレンタル事業者別に判断できる資料を添付すること。	れに係る消費税等相当額報告書 (中略) 記 1～4 〔略〕 注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、公募団体又は原皮事業者若しくはレンタル事業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等の全ての構成員分を添付すること。 ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの） ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること） ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 5 〔略〕 注：〔略〕 6 〔略〕 注1：原皮事業者又はレンタル事業者別に判断できる資料を添付すること。
--	--

2：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、公募団体又は原皮事業者等若しくはレンタル事業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等の全ての構成員分を添付すること。 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの） ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料	2：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、公募団体又は原皮事業者若しくはレンタル事業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等の全ての構成員分を添付すること。 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの） ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
--	---